第14回 議会改革調査検討特別委員会

令和元年 7 月 2 日(火) 予算決算終了後 時 分~ 時 分 第 4 委 員 会 室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員 野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 田畑委員 澁谷委員

【議長団・委員外議員】

【事務局】 古森局長 篠原書記 新開書記

議題

1 会派代表質問のあり方について

資料

参考資料 1

参考資料

2 自由討議について

資料 2

参考資料 3

3 その他

各政令市における代表質問の実施状況

	代表質問 の有無	代表質問の対象	代表質問の形態	備考
札幌市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名、非交渉会派・会派に属さない議員 は年1回。	・交渉会派は3人以上の会派 ・代表質問のみ行い、個人質問は行っていない。
仙台市	0	■ 予算・決算質疑 □ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	(代表質疑)交渉会派各1名。(非交渉会派・会派に 属さない議員は一般質問の中で行う)	・交渉会派は5人以上の会派
さいたま市	0	□ 予算·決算質疑■ 市政一般に対する質問□ 議案質疑	予算議会と決算議会のみ代表質問の場を設けている。別途、議案質疑と一般質問の場がある。	・交渉会派は5人以上の会派 ・会派人数により、発言人数が異なる(例:5人以 上14人以下の会派は2人以内)
千葉市	0	■ 予算・決算質疑 □ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	予算議会(第1回)と決算議会(第3回)のみ代表質 疑を行う。第1回では予算議案を含む全ての上程議 案、第3回では決算議案のみが代表質疑の対象。	・交渉会派は4人以上の会派 ・第2回〜第4回は別途、議案質疑の場あり。
川崎市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。	・交渉会派は3人以上の会派・予算議会と決算議会以外の定例会では別途、一般質問の場あり。
横浜市	0	■ 予算・決算質疑 □ 市政一般に対する質問□ 議案質疑	(代表質疑)予算議会のみ。交渉会派各1名。(非交 渉会派、会派に属さない議員は予算議案質疑の中 で行う)	・交渉会派は5人以上の会派 ・予算議会以外の定例会では議案質疑と一般質 問のみ。
相模原市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。(非交渉会派、会派に属さない議員は個人質疑で議案質疑を行う)	・交渉会派は3人以上の会派
新潟市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。予算議会のみ。別途、一般質問を 設けており、議案に関する質疑も可能。	・交渉会派は4人以上の会派
静岡市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。予算議会のみ。(非交渉会派、会 派に属さない議員は総括質問の中で行う)	・交渉会派は4人以上の会派

浜松市	0	□ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問□ 議案質疑	交渉会派各1名。(非交渉会派、会派に属さない議員は一般質問の中で行う)。議案質疑も事実上行うことができる。	・交渉会派は4人以上の会派 ・決算議会のみ別途、本会議での総括質疑の場 を代表質問の前に設けている。
名古屋市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。(非交渉会派、会派に属さない議員は行えない)	・交渉会派は5人以上の会派・予算議会及び市長当選後初の議会のみ代表質問を行う
京都市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	人数制限は無く、会派持ち時間制。(交渉会派、非 交渉会派が行うことができるが、会派に属さない議 員は行えない)。(持ち時間に差異はある)	・2月議会のみ代表質疑を行っている。・交渉会派は5人以上の会派・非交渉会派は2~4人の会派
大阪市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派各1名。(非交渉会派、会派に属さない議員は行えない)	・交渉会派は5人以上の会派 ・予算議会のみ代表質問を行う
神戸市	0	■ 予算・決算質疑 □ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	会派人数に応じて質疑人数・時間が変わる。(非交 渉会派、会派に属さない議員も行うことができる)	予算議会のみ代表質問を行う
岡山市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	(交渉)会派から各1名。(5人以上の会派、3~4人の会派で持ち時間等に差を設けている。2人以下は行えない)	2月・9月議会のみ代表質問を行うが、対象は予算・決算に限らない
広島市	×			個人質疑を行っているが、実際は会派代表的な 形で行われている
北九州市	0	■ 予算・決算質疑 □ 市政一般に対する質問□ 議案質疑	交渉会派から各1名。(非交渉会派、会派に属さない議員は行えない)	・交渉会派は5人以上の会派 ・予算議会のみ代表質問を行う
福岡市	0	■ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問■ 議案質疑	交渉会派、非交渉会派から各1名。(会派に属さない議員は行えない)	・交渉会派は4人以上の会派 ・予算議会のみ代表質疑を行う
熊本市	0	□ 予算・決算質疑■ 市政一般に対する質問□ 議案質疑	交渉会派各1名。(非交渉会派、会派に属さない議 員は行えない)	・交渉会派は4人以上の会派 ・平成27年度より代表質問を実施

1

仙台市議会(平成 31 年第 1 回定例会会議録抜粋)

〇二十五番(石川建治)社民党仙台市議団の石川建治でございます。会派を 代表し、今議会に提案されました各号議案及び議案に関連する事項について 質疑いたします。

初めに、郡市長に今年度の総括について伺います。

(省略)

市役所改革では、現場主義、創例主義を掲げ、果敢に挑戦しています。まさに、郡市長が掲げた、人とまちがともに育つ仙台を目指して取り組んでいる年と言えるのではないでしょうか。

社民党仙台市議団は、まちづくりの真ん中に市民を置き、市民とともにま ちが輝いていくという方向を了として、郡市政を支えていると自負していま す。

しかし、さまざまな問題なども多発した一年でもありました。まことに残念で痛惜の念を禁じ得ませんが、いじめ防止条例の策定が最終盤を迎えた時期に、いじめが理由と思われる親子心中事案が起きました。また、市が国家戦略特区を活用して全国で初めて都市公園内に整備した保育園で、不適切な会計処理やパワハラを理由とした職員の大量退職問題が起きたり、地下鉄でのケーブル火災や脱線事故などたび重なるトラブル、さらには職員による事件や事故なども相次いだ年でもあります。

今年度も残すところ一カ月半となりますが、今年度を振り返ってどのような総括をされているのか、市長に伺います。

(省略)

一点目は、条例の制定理由についてです。条例は、いじめ防止対策を推進 し、子供たちの学びと健やかな成長を確保することとしています。市長は、 この条例によっていじめ防止などの実効性を担保できたと考えているのか伺 います。

(省略)

そうした考えから我が会派は、いじめは人権侵害であり、学校における人権教育を拡充するよう求めてきました。しかし、条例では、前文以下の条文に権利という文言はなく、道徳教育の充実に収れんされています。

いじめとは人権侵害なのか、道徳の欠如なのか、改めて市長及び教育長の 所見を伺います。

(省略)

御清聴ありがとうございました。(拍手)

1

横浜市会(平成30年第1回定例会会議録抜粋)

◆ (藤崎浩太郎君) 民進党の藤崎浩太郎です。民進党横浜市会議員団を代表して、平成30年度予算案に関連し、林市長、岡田教育長に順次質問をしてまいります。

今回の予算案は、林市長 3 期目最初の予算案であり、新たな中期 4 か年計画の 1 年目となる予算案です。これからの 4 年間には、2019 年をピークに人口減少、2020 年には東京オリンピック・パラリンピック後の時代が始まるという大きな転換点を迎えます。さらにその先の 4 年後には 2025 年を迎え、市内の高齢者人口が約 97 万人に達します。 21 世紀は都市の時代とも呼ばれる中で、転換期のかじ取りを行いながら、横浜市を将来世代にしっかりと引き継いでいくことが林市長には求められます。

(省略)

そこで、新しい中期計画を策定するに当たり、2025年問題をどう見据えていくのかを伺います。

(省略)

次に、学校給食費の改定について伺います。

本市会では、食材価格の高騰に伴う学校給食費の改定について議論されておりますが、この要因の一つとして、これまで食材購入費に補填してきた学校給食費調整基金がなくなる見通しという問題があります。今回値上げをしたとしても、さらに食材価格が高騰した場合、このような役割を持つ基金による対応ができなくなってしまうわけです。果たして基金がなくなった状況で、横浜市はどうするのか心配なところですが、そこで、今後、学校給食費調整基金の見込みについて教育長に伺います。

(省略)

そこで、特別自治市の実現に向けた今後の取り組みについて市長に伺います。

特別自治市の実現によるメリットを国とも共有し、法制化への道筋をつけられるよう、たゆまぬ努力を続け、しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

数多くの企業で経営者として活躍され、3期目を迎えられた林市長が、 今、横浜市のトップでいらっしゃるからこそ語れる横浜市のビジョンをぜひ 各方面に発信していただき、しっかりと取り組んでいただくことを期待いた しまして、私からの質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

1

神戸市会 (平成 31 年第 1 回定例市会会議録抜粋)

○57番(守屋隆司君) おはようございます。平成 31年第1回定例市会, 私は自由民主党神戸市会議員団を代表して,平成 31年度当初予算並びに関連議案について,市長並びに関係当局に質問いたします。

(省略)

まず、1点目であります。三宮再整備に係る事業費についてお伺いいたします。

都心・三宮の再整備については、今年度末までに、えき~まち空間基本計画や、新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画、さらには中央区総合庁舎整備基本計画に加え、そのほかにも各事業の基本計画が作成される予定です。来年度予算案は、それらの計画を実現していくための本格的な第一歩となる大事な年となっています。今後、三宮再整備を着実に進めていくために、このタイミングで全体としてどの程度の事業費がかかるのかを示し、市民の広範囲な支持、理解を得る必要があると思いますが、いかがでしょうか。全体事業費についてお伺いいたします。

(省略)

次に、空き家・空き地対策についてお伺いをいたします。

神戸市では、空家特措法の施行を受けて、空家空地条例を制定して、老朽危険家屋・空き家に加えて、空き地の解消に取り組んでいます。年々通報件数がふえる中、一定の解消が進んでいると評価をいたします。来年度予算には、老朽空き家等への解体補助制度を創設するなど、新たな対策が講じられていますが、体制のさらなる強化や民間活力の導入の検討を含めて、さらに路み込んだ対策は必要ではないでしょうか。空き家・空き地の全体数から見て、さらにスピード感を持って解消に努める必要があると思いますが、今後どのような対策を講じようとされているのか、御見解をお伺いいたします。

最後に、兵庫区北部、中央区も含めた 4 小学校統合に至る経緯について、 意見を述べさせていただきたいと思います。

(省略)

これで質問を終わります。

北九州市議会(平成 31 年 3 月定例会会議録抜粋)

◆48番(荒川徹君) 皆さんこんにちは。日本共産党の荒川徹でございます。 足元の悪い中、傍聴においでいただいた皆さん、そして、中継をごらんの皆 さんにも御挨拶を申し上げます。

今議会は、1月の市長選挙後初の定例会となります。あの選挙で争点となりました問題を中心に、議案について会派を代表して質疑を行います。

(省略)

そこで、まず新たな雇用創出の取り組みについて尋ねます。

(省略)

あらゆる方策を駆使して正規雇用の拡大を図るべきであると思いますが、市 長の見解を尋ねます。

あわせて、政令市中位への市民所得の向上、市内総生産4兆円の実現の目標達成に向けた 2019 年度の取り組みと見通しについて、市長の見解を尋ねます。

(省略)

次に、国民健康保険料の滞納による保険証の取り扱いについて尋ねます。 保険料滞納により保険証が発行してもらえず、窓口負担が 10 割となれば、 医療にかかれず重症化、最悪の場合は命を失うという例が全国的に問題にな っております。

(省略)

そこで、この通知に基づく本市の対応の現状について答弁を求めます。

(省略)

最後に、選挙費に関連して2点尋ねます。

予算案には、福岡県知事・県議会議員、参議院議員通常選挙の費用が計上 されております。

(省略)

そこで、第1に住民合意の形成に向けて情報提供や啓発活動など、計画的な取り組みが求められています。見解を尋ねます。

第2に、選挙公報について尋ねます。

(省略)

そこで、選挙公報の作成、配布についての見直しは、必要な法改正を選挙管理委員会として国に要望すること、独自の対応で改善することを検討するよう求め、答弁を求めます。

以上で私の第1質疑を終わります。

3 質問の実施状況

【3-1】個人質問を実施した市

(平成29年1月1日~12月31日)

	(十)及29年1万1日 12万31日				1 12/JOTH/	
		定例会			通年会期	
人口段階別	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数
5万人未満 272	265 (97. 4%)	9. 1	38. 0	6 (2. 2%)	7. 5	27. 2
5~10万人未満 256	246 (96. 1%)	10. 9	49. 7	10 (3. 9%)	12. 0	59. 4
10~20万人未満 155	151 (97. 4%)	12. 1	60. 7	3 (1. 9%)	11.0	56. 7
20~30万人未満 46	40 (87. 0%)	11.2	59. 4	2 (4. 3%)	12. 5	68. 0
30~40万人未満 28	26 (92. 9%)	12. 2	64. 3	(7. 1%)	18. 0	98. 0
40~50万人未満 22	20 (90. 9%)	12. 9	68. 8	(9. 1%)	11.5	79. 0
50万人以上 15	14 (93. 3%)	11. 2	63. 4		丰会期制の市 な	なし
指定都市 20	15 (75. 0%)	11.0	64. 5	1 (5. 0%)	12. 0	87. 0
全市 814	777 (95. 5%)	10. 6	49. 8	26 (3. 2%)	11.3	57. 8

【3-2】代表質問を実施した市

(平成29年1月1日~12月31日)

(((((

	(干灰20千1万1日 12万0					1 12/10/11/
	定例会			通年会期		
人口段階別	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数	実施した市数	平均質問日数	平均質問者数
5万人未満 272	85 (31. 3%)	2. 3	6. 8	2 (0. 7%)	4. 5	11.5
5~10万人未満 256	113 (44. 1%)	1. 9	6. 3	7 (2. 7%)	1. 7	8. 9
10~20万人未満 155	96 (61. 9%)	2. 3	7. 8	(0. 6%)	1.0	6. 0
20~30万人未満 46	32 (69. 6%)	4. 0	15. 7	2 (4. 3%)	8. 0	22. 5
30~40万人未満 28	21 (75. 0%)	3. 1	13.0	2 (7. 1%)	2. 5	8. 5
40~50万人未満 22	15 (68. 2%)	3. 5	10. 3	2 (9. 1%)	2. 0	5. 5
50万人以上 15	12 (80. 0%)	4. 7	14. 5		年会期制の市が	まし
指定都市 20	12 (60. 0%)	5. 1	16. 1	2 (10. 0%)	7. 0	34. 5
全市 814	386 (47. 4%)	2. 6	8. 6	18 (2. 2%)	3. 4	12. 9

【3-7】個人質問の時間制限

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

		(1次20十12月01日31日71年11日30次/						
	質問時間を	1人あたりの持ち時間※2					答弁時間※3	
人口段階別	製限している ※1	~30分以内	31分~60分 以内	61分以上	その他	質問時間に含む	質問時間に含まない	
5万人未満	266	63	161	23	19	163	103	
271	(98. 2%)	(23. 7%)	(60.5%)	(8. 6%)	(7. <u>1%)</u>	(61.3%)	(38. 7%)	
5~10万人未満	253	55	161	13	24	149	104	
256	(98. 8%)	(21. 7%)	(63. 6%)	(5. 1%)	(9. 5 <u>%</u>)	(58. 9%)	(41. 1%)	
10~20万人未満	151	41	78	5	27	81	70	
154	(98. 1%)	(27. 2%)	(51. 7%)	(3. 3%)	(17. 9%)	(53.6%)	(46. 4%)	
20~30万人未満	42	5	21	2	14	26	16	
42	(100%)	(11.9%)	(50.0%)	(4. 8%)	(33. 3%)	(61.9%)	(38. 1%)	
30~40万人未満	26	4	8	1	13	17	9	
28	(92. 9%)	(15. 4%)	(30. 8%)	(3.8%)	(50.0%)	(65. 4%)	(34. 6%)	
40~50万人未満	22	3	12	0	7	17	5	
22	(100%)	(13.6%)	(54. 5%)	(0%)	(31.8%)	(77. 3%)	(22. 7%)	
50万人以上	14	5	2	0	7	4	10	
14	(100%)	(35. 7%)	(14. 3%)	(0%)	(50.0%)	(28. 6%)	(71. 4%)	
指定都市	16	5	1	1	9	6	10	
16	(100%)	(31. 3%)	(6. 3%)	(6. 3%)	(56. 3%)	(37. 5%)	(62. 5%)	
全市	790	181	444	45	120	463	327	
803	 (98. 4%)	(22. 9%)	(56. 2%)	(5. 7%)	(15. 2%)	(58.6%)	(41.4%)	

^{※1}の割合は、個人質問を実施した803市の人口段階別の市数を基準としている。

【3-8】代表質問の時間制限

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

**************************************	FF 自自力士 目自 ナ	1人あたりの持ち時間※2					答弁時間※3	
人口段階別	質問時間を 制限している ※1	~30分以内	31分~60分 以内	61分以上	その他	質問時間に 含む	質問時間に含まない	
5万人未満	84	13	36	8	27	45	39	
87	(96.6%)	(15.5%)	(42. 9%)	(9. 5%)	(32. 1%)	(53, 6%)	(46.4%)	
5~10万人未満	117	9	40	8	60	61	56	
120	(97. 5%)	(7. 7%)	(34. 2%)	(6. 8%)	(51. <u>3%)</u>	(52. 1%)	(47. 9%)	
10~20万人未満	84	7	23	6	48	34	50	
97	(86. 6%)	(8. 3%)	(27. 4%)	(7. 1%)	(57. <u>1%</u>)	(40. 5%)	(59. 5%)	
20~30万人未満	33	2	10	3	18	17	16	
34	(97. 1%)	(6. 1%)	(30. 3%)	(9. 1%)	(54. 5%)	(51.5%)	(48. 5%)	
30~40万人未満	22	3	9	1	9	6	16	
23	(95. 7%)	(13.6%)	(40. 9%)	(4. 5%)	(40. 9%)	(27. 3%)	(72. 7%)	
40~50万人未満	15	1	4	3	7	9	6	
17	(88. 2%)	(6. 7%)	(26. 7%)	(20.0%)	(46. 7%)	(60.0%)	(40.0%)	
50万人以上	11	1	1	0	9	4	7	
12	(91. 7%)	(9. 1%)	(9.1%)	(0%)	(81. 8%)	(36. 4%)	(63. 6%)	
指定都市	14	1	4	0	9	3	11	
14	(100%)	(7.1%)	(28. 6%)	(0%)	(64. 3%)	(21.4%)	(78. 6%)	
全市	380	37	127	29	187	179	201	
404	(47. 3%)	(9.7%)	(33. 4%)	(7.6%)	(49. 2%)	(47. 1%)	(52. 9%)	

^{※1}の割合は、代表質問を実施した404市の人口段階別の市数を基準としている。

^{※2~3}の市の割合は、質問時間を制限している790市の人口段階別の市数を基準としている。

^{※2~3}の市の割合は、質問時間を制限している380市の人口段階別の市数を基準としている。

(趣旨)

第1条 この要領は、浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第 11条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(自由討議の目的及び実施)

第2条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めるとともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とし、本会議、委員会、調査会及び全員協議会において実施する。

(自由討議の議題)

第3条 自由討議の議題は、本会議及び委員会にあっては議員又は市長が提出する議案及び市民が提出する請願又は陳情とし、調査会及び全員協議会にあっては自由討議に付すべき重要な課題とする。

(自由討議の開始)

- 第4条 自由討議は、本会議においては議長の発議又は議員の動議により、 委員会又は調査会においては委員長の発議又は委員の動議により、全員協 議会においては議長の発議又は議員の発議により開始する。
- 2 議員又は委員による動議及び発議は、2人以上の賛成者(発議者を含む。) を必要とする。
- 3 前2項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨 及び目的を明確に示さなければならない。
- 4 本会議及び委員会における自由討議は、質疑後・討論前に行うものとし、 自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要 と認める場合は、この限りでない。
- 5 調査会及び全員協議会における自由討議は、市長その他の執行機関から の報告事項後に行なうものとする。

(発言者等)

- 第5条 発言者は、議長及び委員長が指名するものとする。
- 2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。
- 3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。 ただし、議長又は委員長から発言を求められた場合及び議長又は委員長か

ら許可を得た場合は、この限りでない。

(自由討議時間等)

第6条 自由討議は簡潔に行なうこととし、議長、委員長は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第7条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、調査会、金員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。 (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

20 議員間(自由)討議

【20-1】議員間(自由)討議の規定状況

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

	· · · · › · — · · · - · · · / › › › › › ›
人口段階別	議員間(自由)討議を 条例や規則等で 規定している
5万人未満	166
	,
272	(61.0%)
5~10万人未満	155
256	(60. 5%)
10~20万人未満	95
155	(61. 3%)
20~30万人未満	26
46	(56. 5%)
30~40万人未満	15
28	(53. 6%)
40~50万人未満	15
22	(68. 2%)
50万人以上	6
15	(40. 0%)
指定都市	14
20	(70.0%)
全市	492
814	(60. 4%)

【20-2】議員間(自由)討議の根拠規定

(平成29年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満	160	2	4	0
166	(96. 4%)	(1. 2%)	(2. 4%)	(0%)
5~10万人未満	137	5	9	4
155	(88. 4%)	(3. 2%)	(5. 8%)	(2.6%)
10~20万人未満	79	1	12	3
95	(83. 2%)	(1. 1%)	(12. 6%)	(3. 2%)
20~30万人未満	21	0	4	1
26	(80. 8%)	(0%)	(15. 4%)	(3.8%)
30~40万人未満	11	1	3	0
15	(73. 3%)	(6. 7%)	(20.0%)	(0%)
40~50万人未満	12	0	2	1
15	(80.0%)	(0%)	(13. 3%)	(6. 7%)
50万人以上	6	0	0	0
6	(100%)	(0%)	(0%)	(0%)
指定都市	12	0	0	2
14	(85. 7%)	(0%)	(0%)	(14. 3%)
全市	438	9	34	
492	(89.0%)	(1.8%)	(6. 9%)	(2. 2%)

各割合は、議員間(自由)討議を規定している492市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-3】議員間(自由)討議の実施状況

(平成29年1月1日~12月31日)(単位:市の数)

	1 = 7 4 = 1 1 1/4 1 1/4 1 1 1 1 1
人口段階別	議員間(自由)討議を 実施した
5万人未満	83
272	(30. 5%)
5~10万人未満	91
256	(35. 5%)
10~20万人未満	59
155	(38. 1%)
20~30万人未満	14
46	(30. 4%)
30~40万人未満	9
28	(32. 1%)
40~50万人未満	11
22	(50. 0%)
₹50万人以上	4
15	(26. 7%)
指定都市	12
20	(60. 0%)
全市	283
814	(34. 8%)

【20-4】議員間(自由)討議を行った会議の種類

(平成29年1月1日~12月31日、複数回答)(単位:市の数)

		(1)	1771015	1、後数四百八	半世・中の教
人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上 の会議	その他
5万人未満	8	70	23	5	2
83	(9.6%)	(84. 3%)	(27. 7%)	(6.0%)	(2. 4%)
5~10万人未満	4	78	19	9	3
91	(4. 4%)	(85. 7%)	(20. 9%)	(9. 9%)	(3. 3%)
10~20万人未》	- 3	53	7	7	2
59	(5. 1%)	(89. 8%)	(11. 9%)	(11. 9%)	(3. 4%)
20~30万人未	あ	13	4	1	1
14	(0%)	(92. 9%)	(28. 6%)	(7. 1%)	(7. 1%)
30~40万人未济	あ	9	2	0	1
9	(0%)	(100%)	(22. 2%)	(0%)	(11. 1%)
40~50万人未济	莇 2	9	1	1	1
11	(18. 2%)	(81. 8%)	(9. 1%)	(9. 1%)	(9. 1%)
50万人以上	1	4	0	1	0
4	(25. 0%)	(100%)	(0%)	(25. 0%)	(0%)
指定都市	1	11	2	0	1
12	(8.3%)	(91. 7%)	(16. 7%)	(0%)	(8. 3%)
全市	19	247	58	24	11
283	(6. 7%)	(87. 3%)	(20. 5%)	(8. 5%)	(3. 9%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った283市の人口段階別の市数を基準としている。

【20-5】議員間(自由)討議を行った対象 (平成29年1月1日~12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員·委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	その他
5万人未満	58	31	43	15
83	(69. 9%)	(37. 3%)	(51. 8%)	(18. 1%)
5~10万人未満	54	17	42	27
91	(59. 3%)	(18. 7%)	(46. 2%)	(29. 7%)
10~20万人未満	37	13	26	18
59	(62. 7%)	(22.0%)	(44. 1%)	(30. 5%)
20~30万人未満	7	3	· 7	7
14	(50. 0%)	(21. 4%)	(50.0%)	(50. 0%)
30~40万人未満	4	2	3	6
9	(44. 4%)	(22. 2%)	(33. 3%)	(66. 7%)
40~50万人未満	. 3	2	7	5
11	(27. 3%)	(18. 2%)	(63. 6%)	(45. 5%)
50万人以上	1	1	1	3
4	(25. 0%)	(25.0%)	(25. 0%)	(75. 0%)
指定都市	5	3	5	10
12	(41. 7%)	(25.0%)	(41. 7%)	(83. 3%)
全市	169	72	134	91
283	(59. 7%)	(25. 4%)	(47. 3%)	(32. 2%)

各割合は、議員間(自由)討議を行った283市の人口段階別の市数を基準としている。